

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会(以下「この法人」という。)定款第6条、第7条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 この法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、理事会が決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、入会を認めない。

(1)この法人の会員であったもので、過去において除名の処分を受けたもの。

(2)この法人の会員であったもので、現在において未納会費があるもの。

(3)暴力団その他の反社会的勢力に属するもの、または過去に属していたことがあるもの。

3 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種別)

第3条 この法人の会員は、下記の通りとする。

(1)正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2)特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(3)登録選手会員 この法人の事業に賛同して競技選手として登録した個人

(4)登録支部会員 この法人の事業に賛同して、都道府県・政令指定都市における選手の所属する支部として登録した団体

(5)賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(会費)

第4条 入会者は、すみやかに会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。前項の規定にかかわらず、特別会員については、会費の支払を要しない。

(退会)

第5条 定款第9条、第10条、第11条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

(変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。